

## 平成30年度第1回大分県日本型直接支払検討委員会の概要

日時：平成30年9月26日 13時30分～16時  
場所：県庁本庁舎9階91会議室

出席委員：山浦委員長、木下委員、松本委員、衛藤委員

地域農業振興課：太郎良課長、七藏司補佐、占部副主幹、玉田補佐、釘宮主査、秋篠主査

農村整備計画課：本田補佐、河野主幹、馬場技師

### 1. 中山間地域等直接支払制度について

- ・農地の面積が小さくても取り組めるのか？  
→農地の面積が1ha以上から取り組むことができる。ただし、その農地が特定農産物法等の地域振興立法で指定された地域であり、傾斜がある等の基準を満たしている必要がある。
- ・個人配分の割合が50%を越えているがもっと集落内で活用するべきでは？  
→個人配分の割合は各集落が独自に定めており、0%から100%まで様々である。個人配分されたお金を使って外部に草刈り等を委託している例もある。
- ・昨年度に比べて個人配分割合が低下しているがその理由は？  
→災害対応のため共同取組活動が増加した。
- ・宇佐市で協定数が1減となっているが、理由は？  
→協定参加者の内1名が死亡し、活動が続けられなくなったため廃止となった。
- ・継続することはできなかったのか？  
→市が協定へ継続するよう説得したが、協定側はこれ以上の活動は困難と判断し、廃止となった。
- ・制度の加算措置に集落協定の広域化支援や小規模・高齢化集落支援があり、これらを利用すればこのような協定も廃止せずにすむのではないのか？制度の周知はどのようにしているのか？  
→年度当初に各市町の担当者に対し、県から説明を行っている。
- ・県、市町村の担当職員が変わった際に、制度の周知等が不十分にならないように注意する必要がある。また、農地の維持管理は外部に依頼することができることを、集落にもっと周知するべきである。

### 2. 多面的機能支払制度について

- ・どのような活動ができるのかを活動組織にどうやって周知しているのか？  
→毎年度、市町村担当者会議を開催して情報共有を行っている。  
また、各市町へ出向いて勉強会を行っており、その中で質問に対する回答を行っているため情報の共有が出来ていると認識している。  
再度、活動内容の周知を図るため、活動の解説を周知したい。
- ・多面的機能支払交付金の活動を行っていない集落へ、パンフレット等を配布して普及活動を行うってどうか？  
→大分県農業・農村多面的機能支払シンポジウム、農林水産祭、水土里巡回展示等で配布し啓発を行っている。  
市町村にも普及パンフレットを配布しており、広報活動に利用をお願いしている。
- ・土地改良区とは？  
→昭和24年に制定された土地改良法に基づいた水利等の一定区域内で土地改良事業を行う事を目的として設立された組織。
- ・広域化が進まない理由は？  
→現在のままで充分やって行ける組織や、高齢化で事務が大変なので広域化したい組織などバラバラで範囲が虫食い状態となり、広域組織として纏まりのある範囲が設定出来ない。  
このため、土地改良区等の水利用が同じ組織や、旧市町村単位で纏まりのある集落など先行して広域化に取り組むこととしている。

- ・事務の簡略化は出来ないのか？  
→組織から「事務作業が大変だ」との声が多いことから、事ある毎に国へ事務の簡略化の要望をしている。今後も要望していきたい。

### 3. 環境保全型農業直接支払制度について

- ・取組団体数について、今後の方向性は？  
→拡大したいが、国の予算が少なく満額交付できない状況なので積極的な拡大は難しい。
- ・中山間、多面的と比較して予算規模が小さいのはなぜか？  
→元々は農地・水・環境保全向上対策のメニューのうちの一つだったという経緯がある。
- ・H30 計画では有機農業の取組面積は 198.77ha とあるが、申請していない全体の有機農業の取組面積はどのくらいか？  
→H30.3 現在で 600ha。この数値には個人も含むので、全員が申請できる訳ではない。この制度の目的は環境保全なので、個人ではなく、団体の取り組みを支援している。
- ・個人の取り組みを支援していくことで、まとまった大きな取り組みにつながっていくのでは。

### 4. 農山漁村振興交付金事業の評価について

- ・事業計画に対する成果目標は概ね達成しているので特に問題はない。  
しかし、違う目標にした方が良かったのではないか？（ピーマン研修施設導入の成果目標が定住人口増加だが、実績が 200%を超えるような目標はいいのか？  
また、2 法人が事業主体のお茶の防霜施設導入の成果目標は、地域特産物の販売量増加という目標より、雇用人口の増加等地域の活性化らしい目標を選んだ方がいいのではないか？)  
→目標は計画時に策定しており、事業評価段階で変更することは出来ない。  
(制度上選べる目標・計算の仕方も決められており、選択肢も少なく、他の目標を選びようがないが…)
- ・制度上の問題ということであれば、国に改善を要望したほうがよい。

### 5. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業について

- ・水と土指導員とは？  
→主に県の農業土木職員OBで土地改良施設や農地に関する専門的な知識を有した方をお願いしている。  
現地調査や診断指導、勉強会等を実施している。
- ・施設の維持管理をこのようにボランティア頼みにするのは好ましくないと思うが？  
→施設の草刈り・点検等は年に数回行われており、そのうちの一部を水と土指導員を含めて草刈り・清掃・点検を行い施設の維持管理について意見交換を行っている。  
このような活動が多面的機能支払交付金等の地域住民活動の取り組みに繋がる呼び水的な活動になることを狙って行っている。
- ・農地再編整備構想作成の作業内容は？  
→担い手への農地の集積・集約を行うために作付け体型や所有者・担い手のゾーニングを行う等のモデルケースを作成し、地元へ推進するための資料作成を行っている。
- ・多面的機能支払の現地調査で、利用調整や基盤整備が進んでいない地区があったが、「人・農地プラン」など、地元の主体性に任せては限界があり、この事業がより多くの地域で活用されることを期待したい

### 6. 棚田地域保全対策事業について

- ・棚田の重要性とは？  
→田んぼに降った雨が一時的に溜まることで、一気に下流地域へ流れるのを防ぐダムの役割をもっていたり、現在生息している動植物の保全や日本の原風景といわれる美しい景観を維持することで、国の大切な財産を守っていくことにつながるため、重要と考えている。

- 県内の棚田はどの程度あるのか？  
→先ほど説明した日本の棚田百選に選ばれた代表的な6箇所以外にも、1/20以上の勾配がある農地のことを棚田と定義しており、4割程度の農地が棚田となっている。
- 本事業と中山間ふるさと水と土保全対策事業の農地農業用施設の基本情報収集の違いはなにか？  
→県内の土地改良施設等の情報収集を一体的に行っているが、棚田地域とその他の地域で分けている。
- これから先も基本情報を収集するため事業費を使うのか？  
→必要な情報について年次計画を立てて収集しています。また、情報の更新やシステムのメンテナンスは毎年必要となる。